

# 令和3年度

## デジタル庁 省庁別財務書類

### 〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。



# 目 次

## デジタル庁 省庁別財務書類

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	8
参考情報	
1. デジタル庁の所掌する業務の概要	11
2. デジタル庁の組織及び定員	11
3. 令和3年度一般会計の歳入歳出決算の概要	11
4. 公債関連情報	12



# 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	本会計年度 (令和4年 3月31日)		本会計年度 (令和4年 3月31日)
<資産の部>		<負債の部>	
有形固定資産	1,621	未払金	3
国有財産(公共用 財産を除く)	925	賞与引当金	271
建物	423	退職給付引当金	441
工作物	501	<b>負債合計</b>	<b>716</b>
物品	695	<資産・負債差額の部>	
無形固定資産	5,003	資産・負債差額	5,908
<b>資産合計</b>	<b>6,625</b>	<b>負債及び資産・ 負債差額合計</b>	<b>6,625</b>

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	本会計年度 (自 令和 3年 9月 1日) (至 令和 4年 3月31日)
人件費	2,442
賞与引当金繰入額	271
退職給付引当金繰入額	441
補助金等	7,857
委託費	8,290
庁費等	44,622
その他の経費	18
減価償却費	1,761
資産処分損益	0
本年度業務費用合計	65,706

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	本会計年度 (自 令和 3年 9月 1日) (至 令和 4年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	-
II 本年度業務費用合計	△ 65,706
III 財源	64,777
主管の財源	7
配賦財源	64,770
IV 無償所管換等	6,836
V 本年度末資産・負債差額	5,908

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

		本会計年度 (自 令和 3年 9月 1日) (至 令和 4年 3月31日)
I	業務収支	
	1 財源	
	主管の収納済歳入額	7
	配賦財源	64,770
	財源合計	64,777
	2 業務支出	
	(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
	人件費	△ 2,438
	補助金等	△ 7,857
	委託費	△ 8,290
	庁費等の支出	△ 46,172
	その他の支出	△ 18
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 64,777
	業務支出合計	△ 64,777
	業務収支	-
II	財務収支	
	財務収支	-
	本年度収支	-
	翌年度歳入繰入	-
	本年度末現金・預金残高	-



## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (2) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

##### ② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

#### (3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2 偶発債務

### (1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
マイナンバー離脱等請求事件	4	名古屋高等裁判所金沢支部 令和2年(ネ)第109号	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年6月23日控訴
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	1	最高裁判所 令和4年(オ)第39号 令和4年(受)第44号	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和3年10月18日上诉状
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	19	東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4540号	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和元年10月9日控訴
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	2	東京高等裁判所 令和2年(ネ)第1349号	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年3月6日控訴
マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件	8	大阪高等裁判所 令和3年(ネ)第588号	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和3年2月17日控訴

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和4年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1百万円以上の件名を記載している。

## 3 翌年度以降支出予定額

### (1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 4,822百万円

### (2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 61,247百万円

## 4 追加情報

### (1) 合算する特別会計

合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

### (2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

### (3) 表示科目の説明

#### ① 貸借対照表

##### ア 資産の部

- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「建物」には、大阪分室に係る建物を計上している。
- ・「工作物」には、建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、ソフトウェアについては取得に要した費用、ソフトウェア仮勘定及び電話加入権については取得価格で計上している。

## イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金を計上している。

### ② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費」には、情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、無形固定資産の除却に伴い生じた損益を計上している。

### ③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、主管の徴収決定済額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、財産の無償所管換等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

### ④ 区分別収支計算書

#### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、主管の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

#### (4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	—	1,015	—	90	—	925
行政財産	—	1,015	—	90	—	925
建物	—	443	—	19	—	423
工作物	—	571	—	70	—	501
物品	—	840	—	144	—	695
小計	—	1,855	—	234	—	1,621
(無形固定資産)						
ソフトウェア	—	5,180	—	1,526	—	3,654
ソフトウェア仮勘定	—	2,209	860	—	—	1,349
電話加入権	—	0	0	—	—	0
小計	—	7,390	860	1,526	—	5,003
合計	—	9,246	860	1,761	—	6,625

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	3
合計		3

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	—	—	441	441
合計	—	—	441	441

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<b>&lt;補助金&gt;</b>			
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	地方公共団体情報システム機構	7,661	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体情報システム機構の情報システムの整備に要する経費に対する補助
<b>&lt;交付金&gt;</b>			
預貯金口座情報提供等業務交付金	預金保険機構	195	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の施行に向けて、預金保険機構が実施する内閣総理大臣と金融機関との連絡を行う仕組み及び金融機関に対し個人番号を通知する仕組み等の構築等に要する経費に対して交付
合計		7,857	

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費	民間企業等	8,290	国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括・監理に要する経費
合計		8,290	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
諸収入	雑入	個人	7
合計			7

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(受)	内閣一般会計	313	物品	管理換による増	
	内閣一般会計	944	ソフトウェア	管理換による増	
	内閣一般会計	503	ソフトウェア仮勘定	管理換による増	
	総務省一般会計	38	物品	管理換による増	
	総務省一般会計	443	建物	所管換による増	
	総務省一般会計	571	工作物	所管換による増	
	総務省一般会計	2,168	ソフトウェア	管理換による増	
	総務省一般会計	644	ソフトウェア仮勘定	管理換による増	
	総務省一般会計	0	電話加入権	名義変更による増	
	経済産業省一般会計	1,207	ソフトウェア	管理換による増	
合計		6,836			

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
諸収入	雑入	個人	7
合計			7

参考情報

1. デジタル庁の所掌する業務の概要

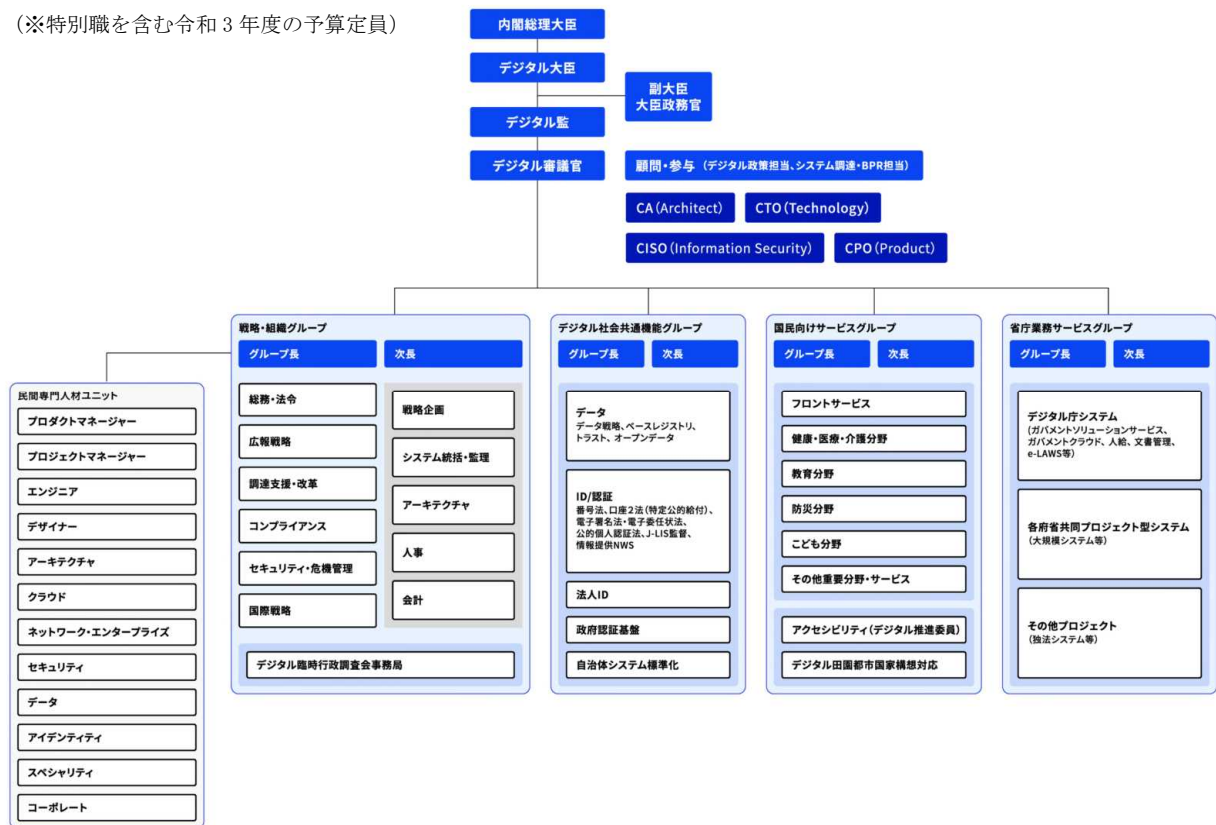
デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に呵成に作り上げることを目指している。

徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めている。

2. デジタル庁の組織及び定員

定員 396人※

(※特別職を含む令和3年度の予算定員)



3. 令和3年度一般会計の歳入歳出決算の概要

(1) 歳入

歳入予算額 42 万円に対し、収納済歳入額は、7 百万円であり、差引き 6 百万円の増加となっている。収納済歳入額の主なものは、

雑入 . . . . . 7 百万円

である。

(2) 歳出

歳出予算現額 1,157 億 95 百万円に対し、支出済歳出額は 647 億 77 百万円、翌年度繰越額は 438 億 26 百万円であり、不用額は 71 億 91 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

情報通信技術調達等適正・効率化推進費 . . . . . 582 億 21 百万円

デジタル庁共通費 . . . . . 26 億 89 百万円

である。

#### 4. 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	9,626,769 億円
・当該年度に発行した公債額	<u>576,549 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>56,344 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当庁に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当庁配分額	<u>694 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当庁配分額	<u>694 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当庁配分額	<u>2 億円</u>